

東京都立光明学園における飲料自動販売機の設置に係る仕様書

- 1 件名 東京都立光明学園における飲料自動販売機の設置
- 2 目的 本校児童・生徒及び教職員の福利厚生及び健康と安全に配慮された商品を提供するため
- 3 対象者 本校（小学部・中学部・高等部）の児童・生徒約 200 名及び教職員約 300 名
- 4 期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）
- 5 場所 東京都立光明学園（北棟 1 階 N1-9 昇降口）
〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-38-27
※場所は、別紙 1「校内図」を参照
- 6 設置物 飲料自動販売機（食品の販売は除く、20 セレクション以上）：2 台
空容器の回収箱：4 個以上
- 7 販売形態 ペットボトル及び缶
- 8 使用許可について
 - (1) 使用許可書について
都立学校内に新たに自動販売機を設ける場合及び更新する場合のいずれも学校長が使用許可をする。学校長は、使用許可を決定したとき「東京都教育財産使用許可書」を使用者に交付する。
 - (2) 対象者
 - ア 使用許可の対象となる自動販売機を設置する者は、PTA その他設置を希望する者とする。ただし、一般業者からの申請にあつては、学校長は使用者選定委員会等の審査を行い、対象を選定するなど、公平性に配慮する。
 - イ 経営は許可された使用者が直接行い、他へ委託し又は権利を譲渡することは禁止とする。
- 9 設置する自動販売機について
 - (1) 設備仕様について
 - ア 最上段の商品用ボタンを下部に備える、小銭投入口に補助具を設置する等、車椅子の児童・生徒が気軽に利用できるよう、バリアフリーに対応したものとすること。
 - イ 停電時にも無料で飲料を搬出できる機能が備わっているものとすること。また、災害又は事故等により学校設備の公共水道（飲料水）又は電力の供給が制限又は停止され、飲料用水の供給に支障をきたす事態となった場合は、使用者の了承を得ることなく学校担当者の判断に基づき、自動販売機に保存されている商品が無償で提供する仕組みを有すること。
 - ウ 交通系 IC カードを含む複数の電子マネー等を利用した購入ができるものとすること。
 - エ 本体に漏電しゃ断器付のものとすること。また、節電対策の機能を有し、学校の要望に応じて設定の変更が可能なものであること。
 - オ 日本工業規格及び業界団体自主規制に準拠した耐震対策及び転倒防止等の措置を施すとともに電力使用量を検針するための子メーターを設置すること。
 - カ 抗菌・抗ウイルス加工、もしくはそれに準じた機能を備えたものであることが望ましい。

キ 在庫切れや釣銭詰まり、商品詰まり等が発生した場合、速やかに対処する仕組みを整え、緊急連絡先を自動販売機本体に明示すること。

(2) 設置及び撤去について

ア 設置期間内で学校担当者が指定する日に行うこと。

イ 現状復旧は、学校担当者の立会のもと、使用者の責任で行う。

ウ 上記に要する費用は、使用者が負担すること。

10 設置にかかる経費について

(1) 水道料、電気料等建物の使用に伴う経費(光熱水費)は、使用者の負担とし、学校長と使用者の間で別紙2「協定書」を作成する。なお、光熱水費の計算については、昭和45年2月18日付45教総経発第23号(別紙3)「行政財産の使用許可に伴う光熱水費の計算方法について」を適用する。

(2) 光熱水費について、毎月納入通知書兼領収書を発行する。使用者は、学校担当者から送付される納入通知書において指定する納入期限内に納付すること。

(3) 電力使用量を計測するために設置する子メーターは使用者の負担により設置することとする。

(4) 市価より低廉な価格で清涼飲料水等を販売するために設置する場合、別紙4「東京都教育財産使用許可兼免除申請書」による使用者からの申請に基づき、施設使用料を免除する。

11 販売する商品について

(1) 販売品目について

ア 販売品目は、別紙5「販売品目及び価格表」によりあらかじめ提示された品目から牛乳、清涼飲料水等として学校側が選択できることとし、学校側から変更の要望がある場合には、速やかに対応すること。

イ 新商品は積極的に販売品目として選択できるよう、四半期に1度以上、かつ1品目以上の新商品もしくはそれに準ずる商品を積極的に提示するよう努めること。

ウ 本校児童・生徒の特性に配慮し、麦茶、スポーツドリンク及びミネラルウォーターは通年で販売するものとする。ミネラルウォーターについては冷蔵状態での販売のほか、通年で常温販売も行うこと。

(2) 商品の入れ替えについて

ア 冬季には温かい飲料を増やすなど、季節に応じた商品の入れ替えを行うこと。

イ 商品の入替については、使用者が別紙5「販売品目及び価格表」により入替商品を事前に明示し、学校長の承認を得た後に行うこと。また、入替商品の申請は、月に1度まとめて申請することも可とする。

ウ 販売品目数を確保するため、同一商品の最大フェイス数は3までとする。なお、同一商品であっても冷蔵販売や常温販売等で販売形態が違う場合は、別商品としてカウントする。また、季節や売れ行き等の事情により3フェイス以内での対応が難しい場合は、別途担当者と協議の上で商品フェイス数を増やすこともできるものとする。

エ 使用者は販売する飲料の成分表を事前に提出すること。

12 使用者の業務について

(1) 日々の業務について

ア 使用者は、自動販売機の設置、管理、運営に必要となる全ての業務を行う。

イ 商品の補充は原則土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時45分から正午まで または午後4時15分から午後5時までとし、品切れ及び釣銭切れのないように1日につき1回程度行うこと。土日祝日に補充を行う場合は別途学校担当者と協議すること。ただし、学校担当者から指示があった場合はこの限りではない。季節の温度や年間行事予定に配慮して、不

足を生じないようにすることとし、不足した場合は迅速に対応すること。特に土日、祝日、夏季休業中の不足に留意すること。

- ウ 自動販売機、空容器の回収箱及び設置箇所周辺の衛生管理、環境美化等、保健衛生面については十分注意すること。
- エ 商品の賞味期限・消費期限は必ず把握し、次回の補充時までには期限が到来する商品は撤去・入れ替えを行う等、適時適切な管理を行うこと。
- オ 販売時間は、終日とする。ただし、学校側から要望があった場合には、速やかに販売時間の設定変更等の対応をすること。特に、学校側の要望に合わせて、文化祭等のイベント時に販売を一時停止するといった措置に柔軟に応じること。
- カ 飲料の梱包材等は、使用者の責において引取り、関係法令に基づき処分すること。なお、自動販売機周辺（地面及び壁）の美化対策を十分に行うこととする。また、学校敷地は屋外屋内問わず全面禁煙とする。
- キ 空容器の回収箱を4個以上設置し、設置した自動販売機にて販売された飲料の空容器を定期的に回収すること。臨時回収が必要な場合には、学校側の要望に迅速に応じること。
- ク 業務に際しては児童・生徒、教職員及び来校者の安全に十分注意をするとともに、日常の教育活動に支障を来さないよう配慮し、丁寧かつ速やかに行うこと。また、既存の建物、施設及び設備に損害を与えることのないよう必要な措置を講じること。なお、損害を与えた場合は、使用者の負担により現状に復旧すること。
- ケ 販売品目と個数について、学校の要望に応じて任意様式「飲料販売個数報告書」により学校担当者へ報告すること。
- コ 使用者は学校の教育事業の達成を最優先と認識し、本書に明記されていない事項についても教育事業の目的を完遂できるよう誠実に履行すること。

(2) 責任事項について

- ア 自動販売機の故障、問合せ、苦情については、使用者の責において迅速かつ適切に対処すること。
- イ 履行に際し、知り得た情報を第三者にもらしてはならない。
- ウ 自動販売機の設置によって生じた事故等で、第三者に損害を与え、学校の責に帰さない事由による場合、使用者が補償すること。
- エ 学校の責によることが明らかな場合を除き、自動販売機に関する盗難や破損等については、学校はその責を負わない。また、使用者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、使用者の費用負担において速やかに復旧すること。
- オ 使用者は衛生管理及び感染症対策等について、関係法令を遵守し、必要な措置をとること。
- カ 履行に際し、本書の事項が守られない場合、不適切な履行、公序良俗に反する行為等、本校に不利益や損害を与えた場合、使用者は損害賠償の責を免れない。
- キ 教育委員会及び学校長が必要と認める場合又は使用許可の条件に反した場合は、使用許可を取り消す。

13 環境配慮

- ア 「東京都グリーン購入ガイド（東京都環境局）」に定める環境配慮仕様を満たすこと。
- イ 本件に履行に当たって自動車を使用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (ア) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (イ) 自動車から排出される窒素化合物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等に提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

ウ 車両を駐車する場合には「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、アイドリング・ストップを遵守すること。

14 その他

本書に明示されていない事項及び不明な点は、学校担当者と協議すること。

15 担当

東京都立光明学園 経営企画室

電話 03-3323-8421 (代表)